

**注意事項**

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
納税証明書、所得課税証明書、固定資産税台帳登録事項証明等各種証明書の発行	・同一世帯の愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者について、親族とみなして交付することができる。 ※同一世帯ではない場合は本人の委任状が必要	○			税務課 0531-23-3509
住民票の続き柄記載	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者でパートナーシップにある方について、住民票における世帯主との続柄を「縁故者」と記載することができる。	○		同居していることが条件	市民課 0531-23-3511
介護保険にかかかかる各種申請	本人の支援者である愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者等が要介護認定等の申請について代理申請ができる。	○			高齢福祉課 0531-23-3217
保育園の送り迎え	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者でパートナーシップにある方が送り迎えできる。 ※受領証の提示を求める場合あり	○		受領証提示を求める場合あり 子の保護者（親権者）があらかじめ園へ送迎者氏名を伝えておく必要がある	子育て支援課 0531-23-3513
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者でパートナーシップにある方が子の保護者として申請できる。	○			生涯学習課 0531-23-3635
り災証明書の交付（火災）	同一世帯であって愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が申請できる。 ※受領証の提示で本人委任状不要	○			消防課 0531-23-4073

## 田原市行政サービス等一覧

2024年6月1日時点

### 注意事項

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
就学・教育相談	パートナーも保護者として相談を受けることができる。		○		学校教育課 0531-23-3679
保護者面談等への出席	パートナーも子の保護者として各種面談(保護者面談、進路相談、生徒相談)に出席できる。		○		学校教育課 0531-23-3679